

【紹介手数料の返還】

応募者が求人企業に入社後、当該応募者または manaby works の責により解雇または退職に至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合は、manaby works は受領した紹介手数料の一部を以下の要領で求人者に解雇または退職の日の属する月の翌月末日までに返還するものとする。この場合、振込手数料は manaby works が負担するものとする。ただし、紹介手数料のうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、求人者は manaby works に当該残高を支払うものとする。

■入社日から起算して 1 カ月以内 紹介手数料の 50%相当額

■入社日から起算して 1 カ月を超えて 3 カ月以内 紹介手数料の 30%相当額

■入社日から起算して 3 カ月を超えて 6 カ月以内 紹介手数料の 10%相当額]

許可番号

04-ユ-300216

事業所の名称

manaby works

所在地

宮城県仙台市宮城野区 1-6-30

ディーグランツ仙台ビル 5階